

児童虐待に気付いたら 通告してください

最近、連日のように児童虐待による悲しい事件が報道されています。また、児童虐待の相談や育児不安による子育て相談も増加しています。児童虐待は、次の4つに分類されます。

身体的虐待＝殴る、蹴る、タバコの火を押し付けるなど

性的虐待＝子どもへの性的暴力、性的行為の強要など
ネグレクト（育児放棄）＝食事を与えない、登校・登園をさせない、病気やケガをして受診させない、その他子どもの健康や健全な発達を損なう行為など

心理的虐待＝脅迫、無視、兄弟姉妹間での差別、児童の前での家庭内暴力など
これら児童虐待が起こる背景には、親の育児に対する不安や負担感、しつけに対する理解不足、地域における家庭の孤立化などがあるとされています。

また、児童虐待防止法では、こうした虐待を受けている子どもに気付いたときはもちろん、「虐待をうけたのでは」と疑われる場合も、通告することが義務付けられています。虐待かどうかは、市や児童相談所が調査しますが、仮に虐待の事実がなくても通告者が責任を問われることはなく、プライバシーも守られます。「虐待では」と感じたときは、勇気をもって相談・通告してください。

子どもに気付いたときはもちろん、「虐待をうけたのでは」と疑われる場合も、通告することが義務付けられています。虐待かどうかは、市や児童相談所が調査しますが、仮に虐待の事実がなくても通告者が責任を問われることはなく、プライバシーも守られます。「虐待では」と感じたときは、勇気をもって相談・通告してください。

【問い合わせ・相談・通告先】

子育て支援課

0994 43 2111

内線3186

児童手当・乳幼児医療費助成金の手続きは早めに

児童手当

小学校6年生までの児童を養育している人に支給します。ただし、所得制限があります。

支給額

1人目＝5,000円
2人目＝5,000円
3人目＝10,000円
3歳未満については、1人目・2人目とも10,000円
児童手当を受けている人は、

所得や現況を確認するため、毎年6月に「現況届」を提出する必要があります。現在受給中の人には文書で通知します。

乳幼児医療費助成金

小学校就学前の乳幼児にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成します。

助成額

3歳未満児＝全額助成
3歳～6歳児（小学校就学前まで）＝月額3,000円を超える額を助成
吾平町居住者は、6歳の誕生日まで

【問い合わせ】

子育て支援課

0994 43 2111

内線3143

商業統計調査のお知らせ

6月1日に、全国の卸売業・小売業を営むすべての事業所を対象に、商業統計調査が行われます。

この調査は、商業の実態を明らかにし、商業の振興、中心市街地の活性化など流通産

業施策のための基礎資料となるものです。調査員が5月下旬から事業所へ伺いますので、調査へのご協力をお願いします。

【問い合わせ】

市自治防災課

0994 31 1124

世界禁煙デー・禁煙週間について

WHO（世界保健機構）は、毎年5月31日を「世界禁煙デー」と定め、世界中の人々にたばこが体に与える影響について認識を高めるよう呼びかけています。

また、5月31日から6月6日まで「禁煙週間」となっており、市でも、たばこが健康に及ぼす影響についての普及啓発や未成年者の喫煙防止受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされること）の防止などに取り組みます。

みなさんも、たばこが健康に及ぼす影響について、もう一度考えてみましょう。

【問い合わせ】

市健康増進課

（保健相談センター）

0994 41 2110

鹿屋市体育協会の事務所が移転します

鹿屋市体育協会は、これまで教育委員会市民スポーツ課内に事務所を置き業務を行ってききましたが、平成19年6月から市民交流センターの3階に移転し業務を開始します。移転に伴い連絡先が変わります。

連絡先

〒893 0009

鹿屋市大手町1番1号

0994 43 0719

0994 41 9904

NPO法人かのや健康・スポーツクラブの事務所も同所に移転し、平成19年5月から業務を開始しています。

0994 41 9903

【問い合わせ】

市民スポーツ課

0994 31 1139

子ども・親・地域が育つ食育講演会「台所にたつこどもたち」

「2003年地域に根ざし

た食育コンクール」の教育分野で最優秀賞及び農林水産大臣賞を受賞した取り組みについての講演会です。

日時＝5月26日（土）13時30分

場所＝市中央公民館

入場料＝無料

【問い合わせ】

市社会教育課

0994 31 1138

「労災かくし」は犯罪です

事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、労働基準監督署に報告しなければなりません。故意に報告しなかったり、虚偽の内容を報告することを「労災かくし」といい、このような行為は、労働安全衛生法第100条に違反し、又は同法第120条第5条に該当することになります。

詳しくは、お問い合わせください。

厚生労働省ホームページにも掲載してあります。【問い合わせ】鹿児島労働局 094 223 8280

「日本赤十字社社員増強運動」にご協力を

5月1日から、日本赤十字社員増強運動（社資募集）が始まりました。

今年もすでに能登半島地震をはじめ、国内外で災害が発生しており、ますます日本赤十字社の活動が重要となります。

日本赤十字社は、博愛・人道の精神のもと、国際的な救援活動とともに、国内においては、災害救助活動、血液事業、赤十字講習会（救急法、水上安全法、家庭看護法、幼児安全法）を開くなど、日常の暮らしに直接つながった活動を行っています。これらの事業は、毎年皆様からいただく支援金によって賄われています。

赤十字の活動を十分ご理解いただき、本年度もご協力をお願いします。

【問い合わせ】日本赤十字社鹿屋市地区（鹿屋市社会福祉協議会内） 0994 44 2277

6月1日は人権擁護委員の日です

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法の施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日に「全国一斉特設人権相談」を実施します。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

全国一斉特設人権相談

開設日＝6月1日（金）

開設時間＝10時～15時

開設場所

施設名	所在地
鹿屋市役所本庁 601・602 会議室	共栄町
コミュニティセンター 吾平振興会館	吾平町麓
串良公民館	串良町岡崎
輝北総合福祉センター	輝北町上百引

【問い合わせ】鹿児島地方務局鹿屋支局 0994 43 6790

鹿屋市ラジオ広報番組のお知らせ

鹿屋市では、市の施策、イベント情報、各課からのお知らせ等を紹介するラジオ広報番組を放送しています。ぜひ、お聴きください。

「かのや市政インフォメーション」

放送局＝FMかのや（FM 77.2MHz）
放送日＝毎週月曜日から金曜日（祝日を除く）
放送時間＝概ね8時5分～（5分間）
再放送は概ね16時5分～

「鹿屋市政だより」

放送局＝MBC ラジオ（AM 1107kHz）
放送日＝毎週日曜日
放送時間＝概ね15時55分～（3分間）



4月の鹿屋市地区別子牛のセリ市結果（売却のみ）

消費税抜価格

地区名	性別	頭数（頭）	平均価格（円）	最高価格（円）	最低価格（円）	平均体重（kg）
鹿屋地区	めす	207	435,903	801,000	41,000	260
	去勢	248	544,548	732,000	270,000	299
吾平地区	めす	73	456,877	659,000	367,000	270
	去勢	75	568,187	667,000	460,000	309
串良地区	めす	167	450,186	713,000	367,000	272
	去勢	220	555,886	718,000	362,000	302
輝北地区	めす	71	468,056	716,000	329,000	285
	去勢	113	555,814	655,000	304,000	315